

J-クレジット売買契約書

売払人 根羽村森林組合 代表理事 大久保 憲一（以下「売払人」という。）と買受人 ○○○（以下「買受人」という。）とは、国のJ-クレジット制度に基づくJ-クレジットの売買に関し、ここに契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 売払人、買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 売払人、買受人両者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（定義）

第2条 本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

（J-クレジットの売買）

第3条 売払人は、次に掲げるJ-クレジットを、次に定める販売数量及び販売代金により買受人へ売り渡し、買受人はこれを買受けるものとする。

(1) 販売数量： 根羽村森林組合 J-クレジット ○○トン（t - CO₂）

(2) 販売代金： 金○○○, ○○○円

（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（販売代金の支払）

第5条 買受人は、売払人の定める期日（平成○年○月○日）までに下記の口座に販売代金の全額を振り込むこととする。なお、振込手数料は買受人が負担するものとする。

口座名義

口座番号

（J-クレジットの移転）

第6条 売払人は、買受人からの売買代金の支払を確認後、第3条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、売払人の保有口座から買受人の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

2 買受人は、前項により移転された後は、売買代金の返金請求をすることができない。

(秘密の保持)

第 7 条 売払人及び買受人は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第 8 条 買受人は、販売代金の全額を売払人の定める期日までに滞りなく支払をしなければならない。もし、その期間内に支払を完了しないときは、売払人は支払金額に対し、遅延日数 1 日につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を買受人に請求することができる。

※遅延利息の率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定により定められた率とする

(契約解除)

第 9 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 買受人が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 買受人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から売払人が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、買受人が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において損害があるときは、その損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 10 条 買受人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(損害賠償)

第 11 条 売払人又は買受人は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 買受人によってオフセットされた商品(サービス、イベント(会議)、自主活動)において第三者に損害が生じた場合、買受人は自己の費用と責任において解決を図るものとし、売払人は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第 12 条 この契約に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 13 条 本契約に関し疑義のあるときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 14 条 本契約に関して生じた売払人と買受人との紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、売払人と買受人が両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

売払人 長野県下伊那郡根羽村 407 番地 10
根羽村森林組合 代表理事 大久保 憲一 印

買受人 住所
氏名 印

別記「定義集」

(1) J-クレジット

国のJ-クレジット制度の認証基準に従い、制度認証委員会により、認証・発行された二酸化炭素の削減量及び吸収量

(2) J-クレジット登録簿

J-クレジット制度に基づき発行されるJ-クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うJ-クレジットを高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、J-クレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを防ぐ。

(3) 保有口座

J-クレジット登録簿において、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設されるJ-クレジットを保有するための口座

(4) 無効化

オフセットで使用したJ-クレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすること。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出せないため、無効化される。